解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

奈良県奈良市春日野町一六〇番地

財団法人春日顕彰会

清算人　花山院弘匡

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

岡山市北区内山下二丁目四番六号

社団法人岡山県環境衛生協会

代表清算人　小山　亮一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

山口県下関市菊川町大字下岡枝五一一番地の六

財団法人菊川建設労働者福祉センター

清算人　土山　泰三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

宮崎県都城市前田町一二三六番地

財団法人都城郷招魂塚

代表清算人　杉　安雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

札幌市白石区本通一九丁目南二番七号

社団法人北海道食糧協会

代表清算人　武田　俊昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

北海道釧路市黒金町一二丁目一〇番地一

財団法人神翁顕彰会

代表清算人　小瀬　泰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の臨時社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

北海道帯広市西一条南五丁目一五番地

社団法人釧路公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　神津　荘平

解散公告（第二回）

当法人は、通常総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

東京都千代田区六番町一三番地四

社団法人林木育種協会

代表清算人　栄花　茂

解散公告（第二回）

当基金は平成二十五年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番

全国蒲鉾厚生年金基金

代表清算人　伊東　尚武

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

川崎市多摩区堰二丁目五番一五号

財団法人世喜会館

代表清算人　金子　憲生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

山梨県甲府市丸の内三丁目三三番七号教育会館内

財団法人山梨県高等学校教育振興会

清算人　跡部　和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の臨時社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

三重県津市丸之内養正町一七番一七号

社団法人三重県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　神戸　安男

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

大阪府和泉市幸二丁目五番一六号

財団法人和泉市福祉公社

代表清算人　壽　初代

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

鳥取県西伯郡伯耆町須村一一九四番地

財団法人帝京鳥取健康福祉振興会

代表清算人　冲永惠津子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

山口県岩国市周東町用田一三七番地八

財団法人岩国市周東文化振興財団

代表清算人　霜川　一典

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

福岡県福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号

財団法人福岡県消費者協会

代表清算人　阿部　眞也